

第1章 総 則

2. 身分証明書

(表)

<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>第 号</p> <p>氏 名</p> <p>所属機関名</p> <p>所属機関所在地</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;"> 写 真 </div>	<p>左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、 国土地理院の長の命令に基づいて土地に立ち 測量計画機関 委任 入ることができる者であることを証する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">発行機関 印</p>
---	--

(裏)

<p style="text-align: center;">測量法（昭和24年法律第188号）抜粋</p> <p>第15条 国土地理院の長またはその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有または私有の土地に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地または垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。</p> <p>3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>第39条第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">有 効 期 間</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> </tr> <tr> <td>作 業 地 域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業の 名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行機 関の印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有 効 期 間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	作 業 地 域				作業の 名 称				発行機 関の印			
有 効 期 間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日														
作 業 地 域																	
作業の 名 称																	
発行機 関の印																	

備考 不要の文字は、発行機関で消すこと。